

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第415号
告示年月日	令和6年6月18日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-2286(1321002286)
箇所名	野々浜の2
所在地	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R5JHf255」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

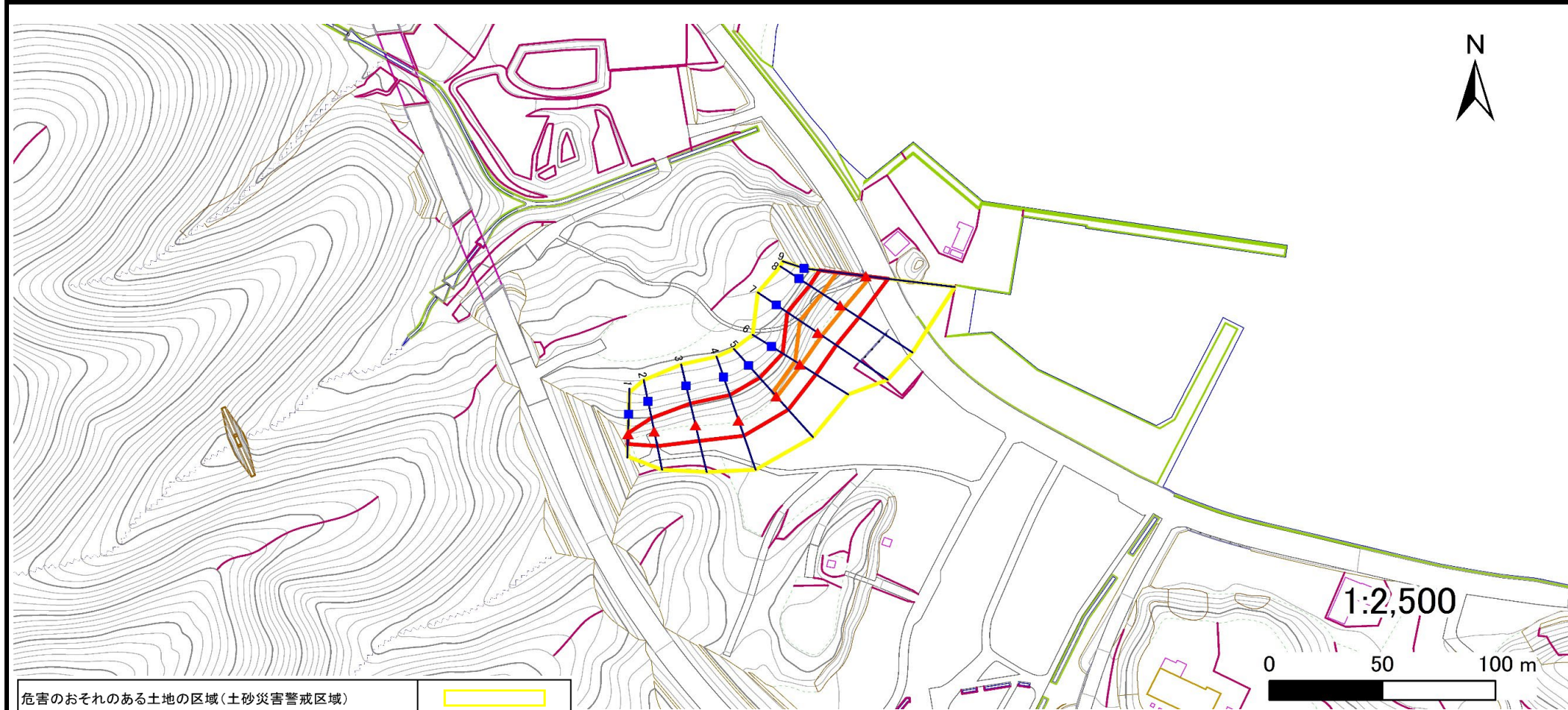
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第415号
告示年月日	令和6年6月18日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	令和4年度
------	-------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2286(1321002286)	箇所名	野々浜の2	所在地	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜
---------	------	-----------------------	-----	-------	-----	---------------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域
	それ以外の区域

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第415号
告示年月日	令和6年6月18日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2286(1321002286)	箇所名	野々浜の2	所在地	牡鹿郡女川町野々浜字野々浜											
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	88.1	1.0	-	-	8.1	1.6	~								
2 ~ 3	-	-	95.7	1.0	-	-	10.0	2.0	~								
3 ~ 4	-	-	97.5	1.0	-	-	10.0	2.0	~								
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	10.5	2.1	~								
5 ~ 6	110.9	1.0	100.0	1.0	-	-	11.7	2.4	~								
6 ~ 7	133.6	1.0	100.0	1.0	-	-	12.4	2.5	~								
7 ~ 8	134.5	1.0	100.0	1.0	-	-	12.6	2.5	~								
8 ~ 9	134.5	1.0	100.0	1.0	-	-	12.6	2.5	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								